

令和2年度障害児者の相談支援体制整備促進事業等に係る事業者の選定について

1. 趣旨

地域共生社会の実現に向け、障害児者が身近な地域で相談を受けられるよう民間相談支援事業所および在宅介護支援センターに併設した相談支援事業所の開所を促進するため、令和元年度に引き続き公募を実施し、下記の事業者を選定した。

2. 民間相談支援事業者の選定について

補助予定4事業者に対して、10事業者が応募し、以下の4事業者を選定した。

	事業者名／事業所開設予定地 選定理由	主な対象者			
		身	知	精	児
1	一般社団法人ささえる手／上大崎2-6-4-106 他区での相談支援の実績が豊富であり、障害種別に応じた専門性の高い相談支援が期待できる。また、相談支援専門員の人材が豊富であり、バックアップ体制が整っているため。	●	●	●	
2	株式会社 Take Aim / 西大井4-10-16-202 他区での相談支援の実績が豊富であり、障害種別に応じた専門性の高い相談支援が期待できる。また、相談支援専門員の人材が豊富であり、バックアップ体制が整っているため。	●	●	●	●
3	特定非営利活動法人パルレ／南大井1-9-7-305 区内で発達障害に関する活動実績が豊富にあり、地域の社会資源の活用や関係機関との連携が期待できるため。				●
4	ドットコネクト株式会社／豊町3-1-1 1階 区内で放課後等デイサービスを運営しており、地域の社会資源活用や関係機関との連携が期待できるため。				●

※身…身体障害者、知…知的障害者、精…精神障害者、児…障害児

3. 在宅介護支援センターに併設した相談支援事業者の選定について

補助予定2事業者に対して、2事業者が応募し、以下の2事業者を選定した。

	事業者名／事業所開設予定地	主な対象者			
		身	知	精	児
1	社会福祉法人さくら会／ 西五反田3-6-6（西五反田在宅介護支援センター併設）	●	●	●	
	高齢期の障害者等に係る課題解決に意欲的であり、地域の関係機関等との連携にも期待できる。また、精神障害も含め、全障害に応じた相談支援が実施できるため。				
2	社会福祉法人品川総合福祉センター／ 大井3-15-7（大井第二在宅介護支援センター併設）	●	●		
	高齢・障害に係る支援の多岐に渡る実績があり、包括的な相談支援体制の構築が期待できる。また、当該法人で共生型のサービスや事業等を展開しており、地域共生社会の実現に意欲的なため。				

4. 選定方法について

選定に際して、審査会を設置し、提案内容の審査等を通じて、事業実績および経営状況、事業計画等を総合的に審査し、事業者を選定した。

	民間相談支援事業者	在宅介護支援センター併設
事前相談	5月18日（月）～6月19日（金）	5月18日（月）～6月19日（金）
募集締切	6月26日（金）	6月26日（金）
審査会	7月16日（木）	7月9日（木）

令和2年度障害児者の相談支援体制整備促進事業 公募要項

1. 障害児者の相談支援体制整備促進事業について

障害児者の地域における生活を支援するため、計画相談支援および障害児相談支援（以下「相談支援」）の安定的な実施を目的に、相談支援事業所の運営経費を一部補助することで、民間事業所の開所の促進を図ります。

2. 補助対象事業者

品川区において、指定特定相談支援事業者または障害児相談支援事業者の指定を受け相談支援を実施する事業者（当該事業を行う予定がある事業者を含む）

3. 補助金の交付期間

事業を開始した月から会計年度内において交付する。
（交付時期は令和2年10月1日以降を予定）

4. 補助金の交付額

種別	補助金額
基準単価（一事業所あたり）	438,000円（月額）
専門職加算（一事業所あたり）	112,000円（月額）
開設準備経費（一事業所あたり）	600,000円（限度額）

※専門職加算は相談支援専門員が保健師、看護師の場合加算する。

※開設準備経費は、什器、看板等、相談支援事業所の開設に必要な備品等の購入費用について、限度額と実支出額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

5. 提出書類

※（1）～（10）以外に、追加で資料の提出を求める場合があります。

提出書類	
（1）	補助対象認定申請書【第1号様式】
（2）	事業計画書
（3）	収支予算書
（4）	相談支援専門員の経歴・資格書類（写し）
（5）	相談支援専門員の雇用に係る契約関係を確認できる書類（写し）
（6）	法人概要

(7)	登記事項証明書（写し）
(8)	定款
(9)	代表者の履歴・経歴の分かるもの
(10)	<p>社会福祉法人</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆「社会福祉法人会計基準」を採用している場合 ◎所轄庁に提出した書類で決定のあるもの。直近2期分 ①資金収支計算書およびこれに附随する資金収支内訳表 ②事業活動収支計算書およびこれに附随する事業活動収支内訳表 ③貸借対照表 ④計算書類 ⑤財産目録 ◆「指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針」（略称＝指導指針）を採用している場合 ◎所轄庁に提出した書類で決定もあるもの。直近2期分 ①収支計算書 ②事業活動計算書 ③貸借対照表 ④介護サービス事業別事業活動計算書 ⑤財産目録
	<p>株式会社</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 必須提出書類 ①法人税申告書（写）直近2期分 （注）税務署の收受印のある法人税確定申告書、別表、計算書類（貸借対照表、損益計算書）および勘定科目内訳明細書 ②直近決算期から、6か月以上経過した場合は、直近の試算表または直近の貸借対照表および損益計算書 ③商業登記簿謄本 (2) 任意提出書類 ①キャッシュフロー計算書（直近2期分） ②資金繰り予定表（今後半分）・資金繰り実績書（過去1年分） ③日本税理士会連合会による「中小企業の会計に関する指針」の適用に関するチェックリスト（税理士が作成したもの） （注）③は、金融商品取引法の適用を受ける会社（子会社・関連会社含む）ならびに会計監査人を設置する会社およびその子会社を除く

※その他法人格は上記書類に準ずるもの。

6. スケジュール

(1) 事前相談【要予約】

令和2年5月18日（月）～令和2年6月19日（金）

※事前相談は必須です。

※説明会を予定していましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、個別に事業説明させていただきます。

※障害者福祉課にて行います。電話にて予約してください。

(2) 財務関係書類提出 令和2年6月19日（金）午後5時締切

5. 提出書類の（6）～（10）について「提出票」を表紙として、提出してください

※持参もしくは、郵送。郵送の場合は、提出期限までに必着。

(3) 申請書類提出【要予約】

事前相談終了後～令和2年6月26日（金）午後5時締切

5. 提出書類の（1）～（5）を提出してください。

※事前に電話にてご連絡の上、持参して提出してください。

(4) 審査・選考 7月頃予定

(5) 補助対象認定通知送付 8月上旬予定

※スケジュールについては、新型コロナウイルス感染状況を鑑み、今後変更する場合があります。

7. 事業者の公表

(1) 決定した補助事業者については、後日公表するものとします。

(2) 事業者から提出された書類等は、区の行政文書として情報公開の対象となります。

8. その他の留意事項

(1) 提出書類は返却いたしません。

(2) 提出書類は、審査・選考のためにのみ利用し、その他の目的に使用することは、ありません。

9. 連絡先・書類提出先

品川区福祉部障害者福祉課障害者施策推進担当

電話 03－（5742）－6762（直通）

FAX 03－（3775）－2000